

税制改正大綱 ～基礎控除・給与所得控除引上げ等～

昨年の12月27日に令和7年度税制改正大綱が閣議決定されました。

令和7年度の改正は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応することを重点事項として税制改正が行われます。

今回は、その改正項目の中でも、年収の壁などで話題に上がっていた基礎控除や給与所得控除の引き上げ、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げについてお伝えしていきます。

基礎控除の引き上げ

合計所得金額 2,350 万円以下の控除額を 10 万円引き上げる。

【現行】

納税者本人の合計所得額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円



【改正案】

納税者本人の合計所得額	控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

【適用関係】

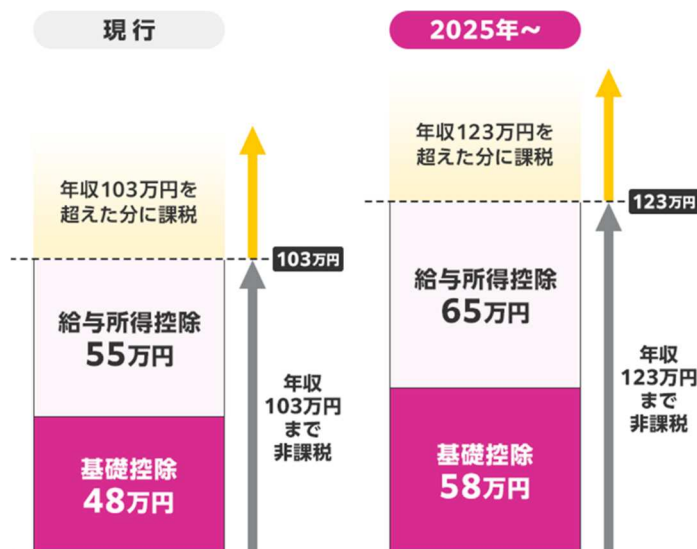
令和7年分以後の所得税に適用

給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用

給与所得控除の見直し

55 万円の最低保障額が 10 万円引き上げられ、65 万円になる。

上記の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。



【適用関係】

所得税：令和7年分以後について適用 住民税：令和8年分以後について適用

上記の源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用

特定親族特別控除(仮称)の創設

現行制度の概要

16歳未満	16歳以上				
	控除対象扶養親族				
	16歳以上 19歳未満 (一般)	19歳以上 23歳未満 (特定扶養親 族)	23歳以上 70歳未満 (成年)	70歳以上 (老人扶養親族)	同居老親等
控除額 (住民税)	38万円 (33万円)	63万円 (45万円)	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)	58万円 (45万円)



居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額()が123万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

給与所得控除後の金額なので、給与所得の場合は最低65万円控除を受けた後の金額

【所得税】

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

【住民税】

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円



給与収入で計算する場合は、上図の「親族等の合計所得」の金額に65万円足した金額となります。

上記の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

【適用関係】

所得税：令和7年分から適用 住民税：令和8年度分から適用

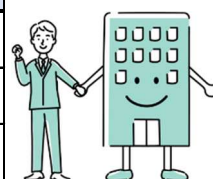
上記の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。
なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

確定拠出年金法(i D e C o)等の改正に伴う措置

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

企業型確定拠出年金(企業型DC)

拠出限度額(月額)	現行	改正案
確定給付企業年金非加入者	5.5万円	6.2万円
確定給付企業年金加入者	5.5万円	6.2万円
確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除		



個人型確定拠出年金(i D e C o)

一定の要件下で70歳まで加入可能とする措置

拠出限度額(月額)	現行	改正案
第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
企業年金加入者	2.0万円	6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛け金額を控除した額
企業年金未加入者 (第一号被保険者及び 第三号被保険者を除く)	2.3万円	6.8万円

国民年金基金

現行：月額6.8万円

改正案：月額7.5万円

今回の件について不明点などございましたら、弊所担当者までお尋ねください。

No125 令和7年2月5日発行 【担当】山根 和彦



税理士法人 昂

【熊本オフィス】

〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL:096-342-6307 FAX:096-342-6308

【筑紫野オフィス】

〒818-0023 福岡県筑紫野市若江140番地4-2階
TEL:092-555-9205 FAX:092-555-9206